びわ湖ロードレース実行委員会規程

(名称)

第1条 本会は、びわ湖ロードレース実行委員会(以下、「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、びわ湖レイクサイドマラソン(以下、「大会」という)の実施に関し、必要な 準備および企画運営に関する業務にあたることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に挙げる業務を行う。

- ① 大会の企画、運営に関すること。
- ②大会実施要項の作成に関すること。
- ③ 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- ④ 大会予算および決算に関すること。
- ⑤ その他、大会運営に関する必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 本会は、主催・共催および関係団体で組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

① 会長1名② 副会長5名③ 委員若干名

④ 監事 2名

(役員の委嘱)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。また、副会長は、大津市長・草津市長・公益財団 法人滋賀県体育協会会長・滋賀県教育委員会教育長・一般財団法人滋賀陸上競技協会 会長をもって充てる。

第7条 委員および監事は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

第9条 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

第10条 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問および参与)

第11条 本会に顧問および参与を置くことができる。

第12条 顧問および参与は、会長が委嘱する。

第13条 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第14条 参与は、重要な会務に参加する。

(任期)

第15条 役員の任期は、本会の目的の達成する日までとする。ただし会長が特別な事由がある と認めたときはこの限りではない。

第16条 前条の規定は、顧問および参与に準用する。

(会議)

第17条 本会の会議は、総会とする。

[総会]

- 第18条 総会は、会長が招集し、議長は会長または会長の指名する者があたる。
- 第19条 総会は、次の各号にかかげる事項について審議決定する。
 - ① 大会開催および運営の基本方針に関すること。
 - ② 事業計画、予算および決算に関すること。
 - ③ 規定の制定および改廃に関すること。
 - ④ その他、本会の目的達成に必要な事項。
- 第20条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

[幹事会]

- 第21条 本会に幹事会を置く。幹事会は幹事長・副幹事長および幹事で構成する。
- 第22条 幹事長は、公益財団法人滋賀県体育協会常務理事をもって充て、副幹事長には、滋賀県 教育委員会事務局教育次長をもって充てる。幹事は幹事長が委嘱する。
- 第23条 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務 を代行する。
- 第24条 幹事会は、幹事長が招集し、議長は幹事長または幹事長が指名する者があたる。
- 第25条 幹事会は、大会の準備・運営の業務に関し、会長が必要と認める事項について審議決定する。
- 第26条 幹事のうち、主催団体等で構成する「運営部会」、施設管理者で構成する「管理者部会」、 団体組織管理者で構成する「広報・観光部会」を幹事会の部会として設置することがで きる。
- 第27条 部会は幹事長が招集し、議長は幹事長または幹事長が指名する者があたる。
- 第28条 部会で協議された内容のうち、議決を必要とするものは幹事会に諮る。

(専決事項)

第29条 会長は、緊急を要する事項または総会の権限に属する軽易な事項について、これを専 決処分することができる。

(事務局)

- 第30条 本会の事務を処理するため事務局をおく。
- 第31条 事務局は、滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課(大津市京町4-1-1)におく。
- 第32条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

- 第33条 本会の経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
- 第34条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第35条 本会は、目的を達成した後、総会の議決をもって解散する。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規程は、平成26年10月23日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年 9月 4日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成21年11月12日から施行する。